



札幌市告示第 2113 号

アイヌ工芸品販売委託等業務に係る公募型企画競争（プロポーザル）を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）5 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 電話(011)211-2277
- 2 公募型企画競争（プロポーザル）に付する事項
  - (1) 業務名  
アイヌ工芸品販売委託等業務
  - (2) 業務内容  
アイヌ工芸品販売委託等に係る企画・実施。詳細は「業務仕様書」のとおり。  
ただし、仕様書の内容は公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。
  - (3) 履行期間
    - ア アイヌ工芸品販売委託業務（札幌駅前通地下広場会場及び札幌市アイヌ文化 P R コーナー会場（サッポロファクトリー内））ならびにアイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）業務  
契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで
    - イ 札幌市アイヌ文化 P R コーナー改修業務  
契約締結の日から令和 4 年 8 月 31 日（水）まで
  - (4) 契約に至るまでの流れ
    - ア 公募型企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付
    - イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査
    - ウ イの審査で最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 上記ウの契約候補者と所定の手続きを経て、委託契約を締結する。

なお、公募型企画競争の応募方法及び提出書類の詳細は、「アイヌ工芸品販売委託等業務 提案説明書」による。

### 3 参加資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

### 4 業務仕様書・提案説明書の交付方法

令和 4 年 5 月 30 日（月）から札幌市公式ホームページ内「市民文化局市民生活部 入札・契約等情報」にて公開する。

### 5 企画提案書等の提出

#### (1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

令和4年6月20日(月)17時00分(必着)

※事前に「参加意向申出書」を提出する必要あり。

提出期限：令和4年6月15日(水)17時00分(必着)

(3) 提出場所

上記「1 契約担当部局」に同じ

6 その他

(1) 以下の場合には、選定委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(5) 詳細は提案説明書による。